

南魚沼市税口座振替依頼書・自動払込利用申込書

取扱金融機関 様
南魚沼市長

下記の名義の口座から、市税を口座振替の方法によって納付しますので、確約事項を確認のうえ依頼します。
令和 年 月 日

1. 申請者及び指定預貯金口座

口座名義人 カタカナ				通帳届出印	住所	〒 ー		
口座名義人 (名称)					電話番号	()		
ゆうちょ 銀行以外 の金融機 関	銀行・金庫 信用組合 農業協同組合	本店(所) 支店(所) 出張所	口座種別 (○をつける)	1. 普通 3. 納税準備 2. 当座				
	金融機関コード	支店コード	口座番号 (右からつめて記入)					
ゆうちょ 銀行	種目 コード	種別 コード	通帳記号			通帳番号(右からつめて記入)		
	166	35	1		0		1	
	払込先	口座番号	00560-5-960282		加入者名	南魚沼市会計管理者		

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

2. 振替納付する市税の種類と納税義務者 ※国民健康保険税は、世帯主が納税義務者となります。

個人・共有・法人分	フリガナ				住所	〒 ー		
	納税義務者				生年月日	明・大・昭・平 年 月 日		
	税目(該当項目に○を記入)	通知書番号(必記事項)			振替方法 (どちらかに○)	振替(払込)開始期		
	1. 市県民税(家屋敷)				期別・全納	令和 年度 期から		
2. 固定資産税(都市計画税)				期別・全納	令和 年度 期から			
3. 軽自動車税	※納税義務者の全車両が対象です			全納	翌年度から			
4. 国民健康保険税 ※世帯主が納税義務者です	※通知書番号の中7桁を記入してください			期別・全納	令和 年度 期から			

確約事項(ゆうちょ銀行除く)

- 上記納税義務者が南魚沼市へ払うべき市税の納付額を記録した磁気媒体もしくは納付書(以下「納付書等」)の送付があった時は、貴金融機関において振替日に指定預貯金口座から納付書等記載の金額を振替納付してください。
- 前項の手續きについて当座勘定規定、または普通預貯金規定に基づいて当方が行うべき当座小切手および普通預貯金払戻請求書は提出しませんので、貴金融機関所定の方法で処理してください。
- 指定預貯金残高が振替日において納付金額に満たないときは当該納付書等を南魚沼市へ返却されても異議ありません。
- 領収書は、預貯金通帳の記帳により省略して差し支えありません。
- 当方の都合により、この取り扱いを解約する場合は、南魚沼市へ解約届を提出します。
- 残高不足により振替不能が続く場合や貴金融機関の定めた期間または南魚沼市で過去5年以上課税がない場合等、貴金融機関または南魚沼市が必要と認めるときは、この取り扱いを終了されても異議ありません。
- 上記納税義務者に係る市税の過誤納により還付が生じた場合は、この口座に振り込んでください。ただし、納税準備預金口座には振り込みできませんので、納税義務者が別に指定する口座で還付金を受け取ります。
- 一括全納の口座振替が不能となった場合は、2期から期別振替とすることに異議ありません。
- この取り扱いについて、いかなる紛議が生じても貴金融機関には迷惑をおかけいたしません。

※金融機関等処理欄

不備理由	1. 口座番号相違 2. 口座名義相違	取扱店日付印
	3. 印鑑相違 4. 口座なし 5. その他()	

【不備返送先】 〒949-6696
新潟県南魚沼市六日町180番地1
南魚沼市役所 税務課収税班

税務課受付印

この依頼書(申込書)は郵送での申込専用です。金融機関(郵便局)窓口では受付できません。金融機関の窓口で口座振替を依頼される場合は、金融機関窓口備付けの用紙をご使用ください。毎月20日到着受付分までを翌月納期分から振替えます。それ以後は翌々月からになります。